

○北広島市保健福祉に係る諸計画策定委員会設置規程

平成20年5月1日

訓令第10号

(設置)

第1条 市の保健福祉に係る諸計画(以下「計画」という。)の策定に当たり、総合的な検討及び調整を図るため、北広島市保健福祉に係る諸計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の案の策定に関する事務を所掌する。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、副市長をもって充てる。

3 副委員長は、保健福祉部長をもって充てる。

4 委員は、職員のうちから市長が任命する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を統括し、委員会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じ、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉課において行う。

(委任)

第7条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この訓令は、平成20年5月1日から施行する。